

議案３ 東京都居住支援協議会会則の改正について

東京都居住支援協議会会則（改正案）について

東京都居住支援協議会会則では、東京都居住支援協議会の活動及び会員等の取扱いについて定めています。

令和５年７月の東京都の組織改編で、福祉保健局が福祉局に組織改正したことから、副会長及び事務局を変更するため、東京都居住支援協議会会則（改正案）を付議します。

なお、組織改編は、令和５年７月１日付で行われているため、会則の改正は、令和５年７月１日に遡及して適用することとします。